

牛トレサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理
及び伝達に関する特別措置法」

酪農家、肉用牛農家の皆様へ

牛の出生や異動の**届出は、速やか**、
かつ、**正確**に行いましょう。



- 牛の管理者には、牛トレサ法に基づく**耳標の装着**及び**各種届出**が義務づけられています。
- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、牛トレサ法に基づく**罰則の対象**となります。
- さらに、**各種補助金の対象から除外**されたり、**返還を求められる**場合もあります。

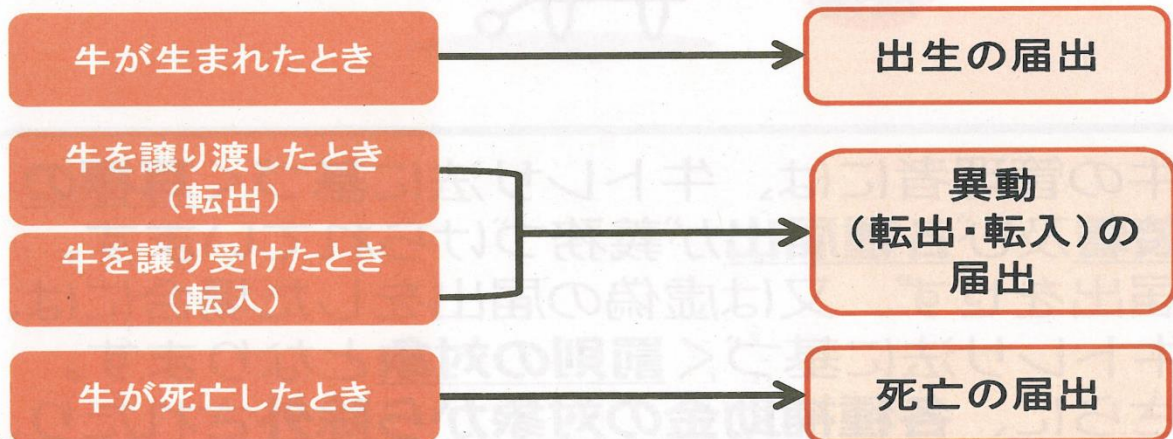
届出は、速やかに、 そして正確に！

例えば…

**出生年月日や品種などを偽って届出した場合、
行政処分や罰則の対象になったり
補助事業に参加できなくなることがあります！**

- ▷ A県の酪農家は、生まれた乳用雄や交雑種子牛の生年月日を故意に遅らせ、事実と異なる日で届け出ていました。
- ▷ 農政局が立入検査したところ、この酪農家は「子牛市場に上場する際、発育を良く見せるため、出生の年月日を遅らせていた」ことがわかり、行政指導(催告)を受けました。
- ▷ なお、当該子牛は、補給金や補助事業の月齢要件を満たしていなかったことから、この酪農家は、補給金及び補助金相当額の賠償を求められました。

こんなときは、 家畜改良センターに届出が必要です！



(農林水産省作成パンフレットより)

家畜の病気に関するお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771(平日) FAX・・・0551-22-6728

夜間の連絡は・・・090-5564-1018

土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817